

建築物の

アスベスト対策

アスベスト対策で
安全・安心な建築物に!!



国土交通省

アスベスト対策の必要性

全国における吹付けアスベスト等使用建築物の実態

現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがあります。

調査対象：昭和31年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち
大規模（概ね1,000m²以上）な建築物
調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

	平成19.9.14現在
調査対象の建築物数	253,132棟
調査報告のあった建築物数	214,050棟
調査の結果、露出した吹付けがされている建築物数	14,774棟
指導により対応済みの建築物数	7,734棟
指導により対応予定の建築物数	1,191棟

調査：都道府県 集計：国土交通省

こんなにたくさんの建物が、危険な状態にあるんだね。



アスベスト対策の流れをご覧ください

アスベストとは？

アスベストは、天然の鉱物で石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれ、熱や摩擦等に強い特性があるので、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきました。現在では原則として、製造も使用も禁止されています。

アスベストは天然に存在する繊維状鉱物です。空気中に浮遊するアスベスト繊維を吸入し長期間経てから健康被害が発生しています。



白石綿(クリソタイル)



青石綿(クロシドライト)



茶石綿(アモサイト)

写真提供：(社)日本石綿協会

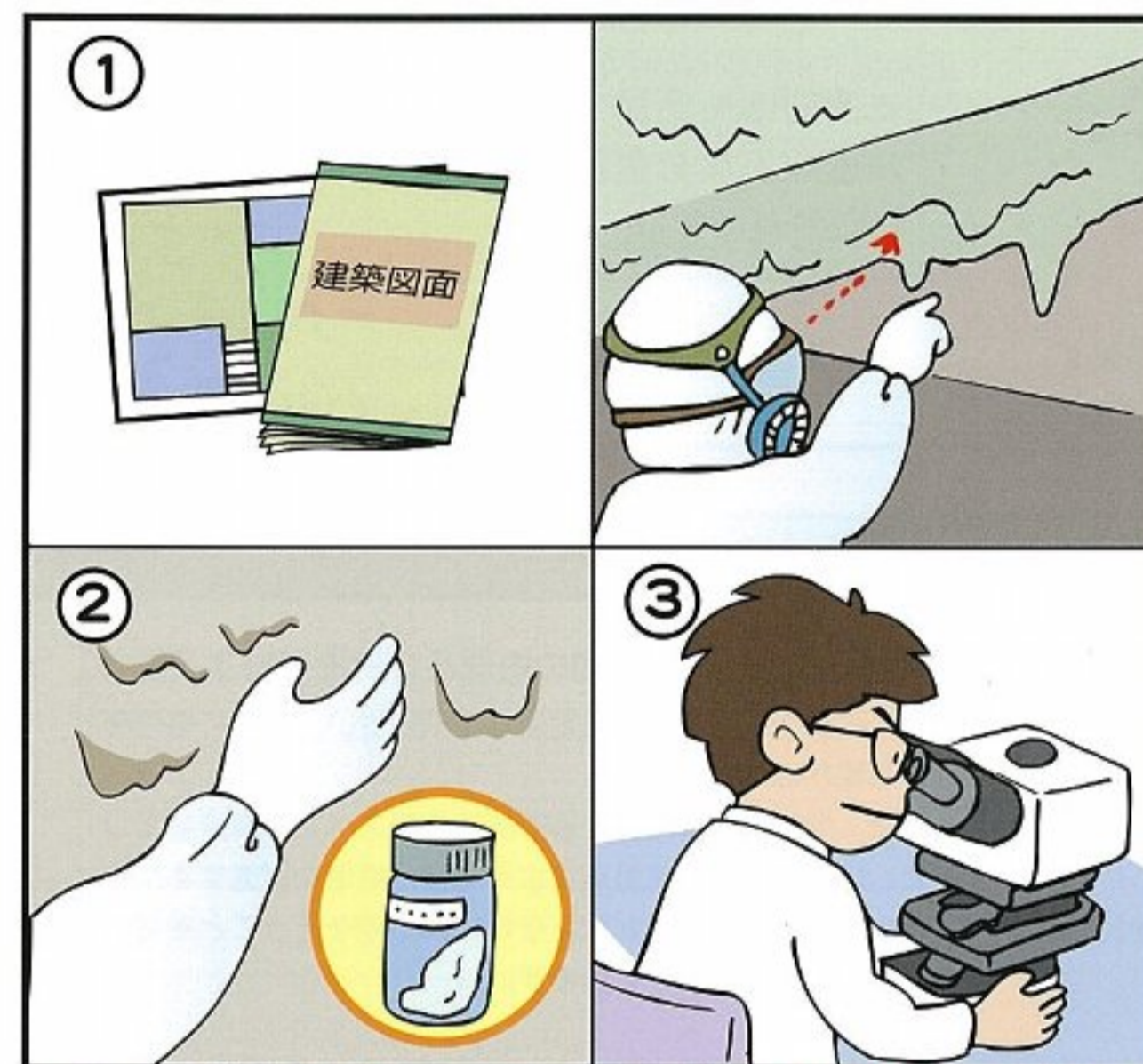
上記のほか、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが検出された事案があることが判明しています。このため、写真の3種類に限定せず、トレモライト等を含む6種類すべてのアスベストを対象として分析調査を行う必要があります。

アスベスト対策の流れ



吹付けアスベスト等の使用が疑わしい箇所が見つかったら、本当にアスベストが含まれているか、早期の診断を行いましょう！もし、アスベストが含まれていると判明した場合は、健康被害の防止のために除去等の工事をお考えください！

まずは、アスベストの含有の有無を調査しましょう！



①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、建物を建設した業者への「問い合わせ」や「図面・資料による確認」「目視」等により調査します。

②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。サンプリング時に、アスベストが飛散することもあるので分析機関等に依頼すると安全です。

③成分分析

分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。

■分析機関の紹介
(社)日本作業環境測定協会ホームページ
(<http://www.jawe.or.jp/>)を参照。

室内空気中のアスベスト繊維の濃度を測定したい方は、住宅性能表示制度における測定方法を参考に、専門機関に依頼して下さい。

■住宅性能表示制度の紹介
住宅性能評価機関等連絡協議会ホームページ
(<http://www.hyoka.gr.jp/seido/kizon/10-6.html>)を参照。

※アスベスト含有の調査には、国と地方公共団体の補助制度（優良建築物等整備事業等）が活用できます。

調査結果から…

飛散するおそれのあるアスベストが

ない

(または、アスベストの含有率が0.1%以下)

引き続き建物の使用が可能です。

ある

早急に対策工事を実施しましょう。

工事の詳細は次ページです。

アスベストの飛散防止のための工事を行いましょ！

○それぞれの工法の特徴を踏まえて、工法を選択をしましょ。

① 除去工法

② 封じ込め工法

③ 囲い込み工法



吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建物を安全にする工法です。

吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。

除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。

吹付けアスベスト等の層を残したまま、板状材料等で覆うことで、粉じんの飛散や損傷防止等を図る工法。

除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。

※工事にも、国と地方公共団体の補助制度（優良建築物等整備事業等）が活用できます。

法律上では、石綿作業や廃棄物処理について、石綿作業主任者の選任や特別管理産業廃棄物管理責任者の配置が必要とされています。

なお、(財)日本建築センターでは、安全で確実な処理を行うためのアスベスト除去等の工法・技術の審査・証明事業を行っており、事業者名を公表しています。

■ (財) 日本建築センターアスベスト情報のホームページ
 トップページ (<http://www.bcj.or.jp/>)
 > 業務のご案内 > 調査研究 > アスベスト情報

■ 吹付けアスベストの除去に関する費用（処理費の目安）等については、国土交通省ホームページで紹介していますのでご参照ください。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>)

安全で確実な技術を持った事業者に依頼し、工事を実施しましょ！



アスベスト除去工事に関する規制



・ 工事従事者の健康被害防止
 (労働安全衛生法・石綿障害予防規則)



・ 周辺環境への石綿粉じんの飛散防止
 (大気汚染防止法)



・ 適切な処理（廃棄物処理法）

■ 除去工事の際の飛散防止対策マニュアル等が、環境省ホームページで紹介されていますのでご参照ください。 (<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>)

アスベストの危険は身のまわりに存在する！

建築物における吹付けアスベスト等の使用例

○吹付けアスベストとは？

アスベストにセメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。

○アスベスト含有吹付けロックウールとは？

工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメント等の結合材を重量で30～40%混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。

吹付けアスベストは昭和50年に原則禁止となり、アスベスト含有吹付けロックウールは平成元年までに使用が中止されました。現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは全面的に禁止されています。

平成元年以前に建てられた建物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含有しているおそれがあるといわれています。

天井断熱材



鉄骨耐火被覆



※アスベスト含有建材には、吹付けアスベスト等のほかに、アスベストを含有した成形板等もあります。成形板は通常の使用状態のもとでは、アスベストの飛散性が低いとされています。



建物内に写真のような事例が見つかったら、吹付けアスベスト等の有無や飛散のおそれがあるかを診断・検査しましょう！

アスベスト対策はなぜ必要か？

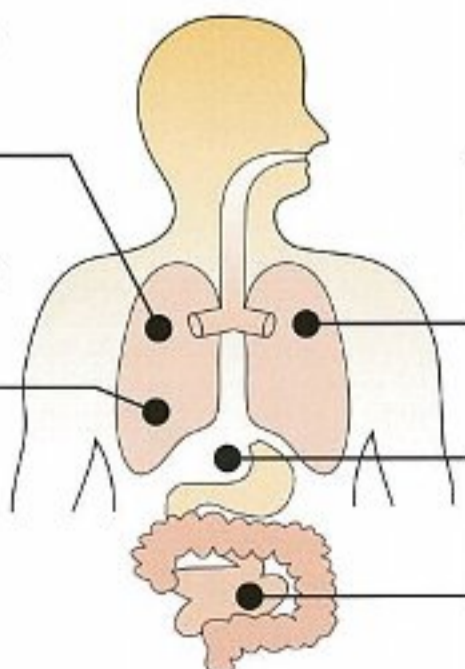
■アスベストが原因の主な病気

□肺がん

気管支や肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。

□アスベスト肺

大量にアスベストを吸いこむことによって、肺が線維化してしまう「じん肺」という病気のひとつです。



□中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を取り囲む腹膜などのできる悪性の腫瘍です。ほとんどの中皮腫が、アスベストのばく露が関与しているといわれています。

アスベストの繊維は、極めて細く軽いので、空気中に浮遊しやすく、人が吸入しやすいという特徴があります。アスベストを吸入すると肺の中に長期間残留するので、肺がんやアスベスト肺、悪性中皮腫等の原因となるおそれがあります。また、症状が進行するまで病気に気づかないという特徴があります。このため、速やかな対策が必要です。

支援制度・関係法規

アスベスト調査、除去等工事に対する支援制度

■優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）

（国と地方公共団体の補助、制度の詳細な内容は地方公共団体により異なります。）

対象者：民間建物所有者、地方公共団体

①対象建築物

・多数の者が共同で利用する建築物で、露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの

②補助内容

・アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用
・吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込みに要する費用

③補助率

・民間建物所有者への補助 地方公共団体1/3、国1/3
・地方公共団体への補助 国1/3

その他、地域住宅交付金、まちづくり交付金による支援もあります。

■日本政策投資銀行（融資）

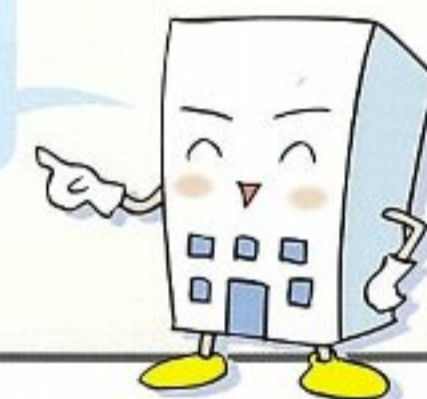
吹付けアスベスト使用建物体等

■国民生活金融公庫、中小企業金融公庫（低利融資）

（平成20年10月1日からは日本政策金融公庫）

吹付けアスベスト等の除去、アスベスト除去設備等

支援制度を活用すると、調査・工事の費用負担が軽減されます。



法によるアスベスト規制

■建築基準法

アスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用等を規制しています。

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に催告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

■大気汚染防止法

アスベストを使用している建築物（オフィスビル、集合住宅等）、工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における都道府県知事への事前届出、飛散防止対策の実施を義務づけています。

■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

アスベスト廃棄物は法で定める基準に従い、適正に処理をする必要があります。

また、今後大量に発生するであろうアスベスト廃棄物について、溶融などの高度処理による無害化処理を促進するため、個々の事業について国が認定を行い、処理を行うことを可能とする特例制度を設けています。

※石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、4法律（上記3法と地方財政法）について改正を行うことが盛り込まれた「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成18年10月1日に施行されました。

わからないことがあったら、最寄りの地方公共団体のアスベスト対策窓口等にご相談ください。



発行：国土交通省 住宅局 (<http://www.mlit.go.jp/>)
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL：03-5253-8111（代表）

資料提供：財団法人 日本建築センター
編集協力：社団法人 全国市街地再開発協会